

シルバー人材センター等からの役務の提供業務の契約結果について

地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程（平成 29 年規程第 48 号）第 24 条第 1 項第 3 号の規定により、役務の提供を受ける業務の契約結果を次のとおり公表します。

契約名	履行場所	業務の内容	契約期間	契約日	契約金額	契約の相手方の氏名又は名称及び住所	契約の相手方とした理由
敷地内除草作業等業務委託契約	和泉市あゆみ野二丁目 7 番 1 号	敷地内除草作業等	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日	令和 5 年 4 月 1 日	1,195,948 円	公益社団法人 和泉市シルバー人材センター 和泉市府中町四丁目 20 番 20 号	高齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づき、地域社会との相互交流及び連携を目指す市内在住者で構成する公益法人であるシルバー人材センターと契約することにより、研究所業務の啓蒙並びに高齢者の就業機会の促進及び福祉の増進に寄与することができるため。